

Standard
Mandatory

2018年7月

St



Good Food, Good Life

ネスレ責任ある調達基準



Nestlé

発行部署

調達グループ

対象読者

パブリック

承認者

マグディ・バタト（エクゼクティブ・バイスプレジデント）

リポジトリー

ネスレの原則、方針、基準、ガイドラインはすべて、

Nest の [NestleDocs](#) にアップロードされています。

本文書は [TP/pages/Nescat](#) の St-27.000 にも掲載されています

著作権および情報の保護

すべての権利は Nestec Ltd., Vevey, Switzerland に帰属します。

© 2018, Nestec Ltd.

[St-27.000](#)

目次

Page

4	前文
	目的
	基本理念
5	適用範囲とタイムライン
	本基準の五大原則
7	1 ネスレの調達
	1.1 調達
	1.1.1 所有者の義務
	1.1.2 ビジネスの優先すべき義務
	1.1.3 透明性の義務
	1.2 直接調達 – ネスレでは「ファーマーコネクト」と定義
	1.2.1 理解の義務
8	1.2.2 信頼性の義務
9	2 ネスレの一次サプライヤー
	2.1 コンプライアンス
10	2.2 労働と普遍的な人権
	2.2.1 責任ある採用
11	2.2.2 責任ある雇用
12	2.2.3 強制労働、奴隷労働、囚人労働からの解放
	2.2.4 組合、団体交渉の自由
13	2.2.5 最低就労年齢
	2.2.6 平等な報酬
14	2.2.7 労働時間および休日
	2.2.8 尊重
15	2.3 安全と健康
	2.3.1 緊急時対応
	2.3.2 職場環境
16	2.3.3 住宅環境
	2.4 環境と社会への配慮
	2.4.1 土地所有権
17	2.4.2 環境保護

- 2.4.3 プラスチック容器の管理責任
- 2.4.4 危険物
- 2.4.5 業務委託（外注）
- 18 2.5 企業行動
 - 2.5.1 倫理
 - 2.5.2 内部通報制度
 - 2.5.3 利益相反
 - 2.5.4 接待
 - 2.5.5 エンドユーザーおよび知識共有
 - 2.5.6 透明性
- 19 3 上流の仲介業者
 - 3.1 透明性の義務
 - 3.2 人材派遣仲介業者の注意義務
 - 3.3 輸送に関する注意義務
 - 3.3.1 人材
 - 20 3.3.2 環境
 - 3.3.3 動物
- 22 4 原産地
 - 4.1 基盤
 - 4.2 農場の特性
 - 4.2.1 家族経営農場 – 親が経営する場合の例外
 - 23 4.2.2 農業従事者の食料安全保障と健康
 - 4.2.3 ジェンダーおよび女性の権利向上原則の尊重
 - 4.2.4 収穫時期および繁忙期の作業 - 就労時間制限の免除
 - 4.2.5 土地の管理
 - 24 4.2.6 環境保護
 - 4.2.6.1 高い保護価値
 - 25 4.2.6.2 空気の質
 - 4.2.6.3 水源管理
 - 4.2.6.3.1 農業用水管理
 - 26 4.2.6.3.2 取水
 - 4.2.6.3.3 灌漑
 - 27 4.2.7 責任ある森林管理
 - 4.2.8 生物多様性の管理

-
- 28
 - 4.2.8.1.1 耕作
 - 4.2.8.1.2 輪作および間作（混作）
 - 4.2.8.1.3 土壌の健全性
 - 4.2.8.1.4 GMO – IP（同一性保持）
 - 29
 - 4.2.8.2 農薬
 - 4.2.8.3 農地転換
 - 30
 - 4.2.9 エネルギー管理
 - 4.2.9.1 農場発電
 - 4.2.9.2 バイオマス栽培
 - 4.2.10 動物由来の製造
 - 4.2.10.1 経験、スキルおよびトレーニング
 - 4.2.10.2 獣医用医薬品
 - 4.2.10.3 家畜飼育および育種
 - 31
 - 4.2.10.4 動物福祉
 - 4.2.10.4.1 飢餓、渇き、栄養不足からの解放
 - 4.2.10.4.2 恐怖と苦痛からの解放
 - 4.2.10.4.3 身体的・熱的不快からの解放
 - 32
 - 4.2.10.4.4 痛み、外傷、疾病からの解放
 - 4.2.10.4.5 家畜の正常な行動パターンを表現する自由
 - 33
 - 4.2.11 海産物由来の製造および水産養殖
 - 4.2.11.1 天然漁業
 - 4.2.11.2 水産養殖
 - 34
 - 5 報告**
 - 5.1 継続的な改善および成果の明示
 - 5.2 違反報告

前文

ネスレの責任ある調達基準は、当社が、個人、コミュニティ、そして地球に配慮し尊重しながら、原料・包材を調達する方法を定義するものです。これは、当社の製品の原産地、また製造方法に関する消費者の期待に応えるものです。

責任ある調達に対するネスレのアプローチは、生活の質を高め、さらに健康な未来づくりに貢献します、という当社の存在意義の根幹にあたります。

目的

この責任ある調達基準（本基準）は、上流サプライチェーンの関係者と連携しながら、持続可能な長期供給を確保し、当社の存在意義（特に、地球資源へのネスレの影響を継続的に抑えることを目指す）を達成するための必要要件や働き方を説明します。本基準は、ネスレからサプライヤーまで、仲介業者を通して、当社が購入する物品やサービスの供給源まで遡るサプライチェーン階層の原料・包材調達と製造に関する取り組み

を定めます。

本基準は、旧バージョンの「ネスレサプライヤー規約」、「ネスレ責任ある調達ガイドライン」、「ネスレ農業原産地から調達した原材料の責任ある使用に関するコミットメント」に代わるものであり、OECD 多国籍企業行動指針、国際労働機関（ILO）中核条約、国連の持続可能な開発目標（SDGs）のコミットメントの実行に貢献します。

基本理念

本基準は、業界の水準および／または現地の法令を超え、当社の調達および関連する生産活動の力強い変革を促すよう策定されています。当社は、こうした変革を実施するには、時間を要することを認識しており、サプライチェーンの関係者が、透明性の高い行動をとり、本基準を徹底的に順守するため、継続的な業務改善に取り組むことを求めます。こうした取り組みの実現を目指し、ネスレは慣行を改善し、介入プロジェクト

に貢献するためのマイルストーンの確立を支援します。本基準に基づく改善を継続的に実行できない場合、ネスレに供給するサプライチェーンの能力に影響を及ぼす可能性があり、供給者リストから除外される場合もあります。この考え方を念頭に置き、当社は以下の 3 つの基本的な理念に基づいて取り組みます。

- 当社の調達活動の一環として、人々、コ

- コミュニティ、そして地球にプラスの影響をもたらします。
- ともに力を合わせ、共通価値の創造を

- 支援し、貢献します。
- 本基準の要件を満たすために慣行を継続的に改善します。

適用範囲とタイムライン

本基準は、ネスレの調達チームをはじめ、一次サプライヤー（およびすべての系列企業）、二次サプライヤー（仲介業者）、原産地サービスプロバイダー、原産地として定義される農産物および海産物の原産地を含む上流サプライチェーンの関係者の要件を定義しています。本基準と同等、または同程度の要件を遂行するためのデューデリジェンスを広め、教育、実行することは、二次サプライヤーの責任です。以下の要件は、上流サプライチェーン全体に広く適用され、文書の読解を促すため、階層ごとにまとめられています。

この考えに基づいて：

- ネスレの委託製造者は、一次サプライヤーとみなされます。
- 合弁事業のパートナーは、本基準と同等の要件を満たし、継続的な改善を共有するよう求められます。

本基準の項目は「緊急」または「重要」のいずれかに分類されており、必要要件に対する改善実施期限を明示しています。

- 「緊急」に分類された項目は、未履行であることが判明した後、6ヵ月以内に実施する必要があります。
- 「重要」に分類された項目は、未履行であることが判明した後、36ヵ月以内に実施する必要があります。

いずれの場合も、継続的な改善の考え方が優先され、ネスレはサプライヤーが基準を完全に満たせるよう支援します。

本基準の五大原則

1. ネスレのスタッフは、原料・包材やサービスを生み出す人々、地球、そして海洋に配慮し尊重しながら、原料・包材を調達します。
2. 一次サプライヤーは、人材の採用、給与、サポートにおいて、高い労働基準を適用するものとします。天然資源を保護し、倫理的かつ協力的な方法で事業を推進するものとします。
3. 仲介業者は、サプライヤーやクライアントと同じ価値観、透明性、尊重の原則において行動し、トレーサビリティを整え情報を守るものとします。
4. 原産地、農業従事者、漁業従事者は、継

続的に以下の運用方法を改善するもの
とします：

- 伝統的な農業による生産量、土壌生物群の維持、および農薬投入量を最適化する
- 事業に関わる労働者、動物、土地、

- 水、そして森林に配慮し尊重する
5. サプライチェーンの階層は適用法令に従って操業し、継続的に基準と照らし合わせながら、監視、開示、改善を行うものとします。

1 ネスレの調達

ネスレでは、社内の調達組織を通じた取引経路、またはネスレファーマーコネクトチームを介して、直接生産者から原料・包材を調達しています。いずれの場合も、責任ある

調達は必ず履行しなければなりません。以下の章では、責任ある調達基準を掲げる上で、ネスレが果たす役割と義務を説明します。

1.1 調達

1.1.1 所有者の義務

<ul style="list-style-type: none">ネスレの購買担当者は、責任ある調達のトレーニングを受け、それに基づいて各カテゴリーの戦略遂行を指揮するものとします。これには、サプライチェーン全域にわたる責任ある調達基準の実施体制導入が含まれます。	重要
<ul style="list-style-type: none">ネスレの購買担当者の個人業績は、責任ある調達の目標に対しても、他の事業目的と関連して評価されるものとします。	緊急

1.1.2 ビジネスの優先すべき義務

<ul style="list-style-type: none">ネスレの購買担当者は、原産地まで最短のサプライチェーンを優先しながら、事業戦略と製品仕様に準じて調達を行うものとします。	重要
--	----

1.1.3 透明性の義務

<ul style="list-style-type: none">ネスレは、当社の主要サプライチェーン、関連する量、そして責任ある調達基準に対して、継続的な改善を行えずリストから外されたサプライチェーンを公表し、透明性の高い行動を取るものとします。	緊急
---	----

1.2 直接調達 - ネスレでは「ファーマーコネクト」と定義

1.2.1 理解の義務

<ul style="list-style-type: none">ネスレのファーマーコネクトチームは、作物ごとに決められた農業生産規範、および原料・包材を調達する農業従事者の文化的・社会経済的背景について、トレーニングを受ける必要があります。同チームは、地域の文化的環境と調和したビジネス関係を推進し、ネスレとの長期的な調達関係の構築を目指します。また、並行して農業従事者の経済的安定を確保し、生活の質の向上に努めるものとします。	重要
--	----

1.2.2 信頼性の義務

- ネスレのファーマーコネクトチームは、少なくとも月に一度の、定期的な農業従事者への支払い条件を守るものとします。

緊急

ネスレの一次サプライヤー

ネスレは毎年、サービスと間接資材とともに、平均 2,500 万トンの原材料と包装資材を調達しています。本基準は、当該原料・包材またはサービスを提供する一次サプライヤー、上流の仲介業者、および原産国に適用されます。

関係のある一次サプライヤーを対象に適用されるものとします。農業従事者から直接調達する場合、以下の第 2 項に記載されている要件は、農業に照らし合わせて調整されます。こうした要件は、第 4 項に記載されています。

以下の条項は、特にネスレと直接的な取引

2.1 コンプライアンス

サプライヤーの義務：

<ul style="list-style-type: none"> 本基準のすべての章について、サプライヤーが事業活動を行う国のすべての法令や規約を順守するものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> ネスレの親会社と世界的に展開するその事業に適用される OECD モデルに基づくものを含め、すべての贈賄防止法令を順守するものとします。ネスレの一次サプライヤーは、直接的または間接的のいずれかに関わらず、政府官僚との間の不適切な支払いの提示、支払、請求、受領を行わないものとします。また、政府官僚への不適切な支払いを実行する手段として、意図的にネスレや二次以降のサプライヤーとの契約関係を利用することもできません。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 国際貿易に関連する法令（制裁措置、輸出規制、報告義務など）、データ保護、機密保護およびプライバシー、知的財産権、独占禁止法、競争法¹を含め、すべての適用国際法および条例を順守するものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 製品および／またはサービスを提供する場合、関連するネスレの契約書に規定される仕様を満たすものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 持続的な記録保持を行うことで、製品の信頼性や透明性を守り、適切な偽造対策システムとともに生産履歴管理を行うものとします。 	重要

¹ 2009 年 11 月 26 日施行の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する勧告」の「内部統制、倫理、コンプライアンスに関する実用ガイダンス」をご覧ください（以下からダウンロードできます）。www.oecd.org/daf/anti-bribery/44176910.pdf

2.2 労働と普遍的人権

参考資料：国連世界人権宣言、最悪の形態の児童労働に関する条約（第 182 号／1999 年）、UNHRC ビジネスと人権に関する指導原則、中核労働基準に関する ILO 条例、ILO 強制労働条約（第 29 号）、ILO 強制労働廃止条約（第 105 号）、ETI ベースコードなどの業界標準と慣行。

2.2.1 責任ある採用

サプライヤーの義務：

<ul style="list-style-type: none"> 健康診断は採用を通知した後実施し、本人および周辺人物の安全と健康に関わるものとし、健康診断の結果によって差別が生じないように、また職場で適切な調整を行えるよう、あらゆる努力をするものとし、 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 法律で定められている場合を除き、求職者が雇用契約に署名する前もしくは後であろうと、出生前診断または妊娠検査を実施しないものとし、このような場合、出生前診断または妊娠検査は、法律に従って正式な目的でのみ実施しなければなりません。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 従業員の法的権利、職務内容、給与と福利厚生、雇用時の契約期間を含め、勤務地における勤務条件の正確な詳細を理解できる言語で求職者に提供するものとし、雇用時に規定された勤務条件の詳細は、雇用契約の内容と一致しているものとし、変更がある場合は、契約の履行が開始する前に、関連法律に違反しない方法で通達するものとし、 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 求職者が理解できる言語の雇用契約書のコピーを提供するものとし、 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 求職者を無償でトレーニングし、どのような状況においても、肉体的または精神的なリスク、危険、あるいは他の形の脆弱性に晒される立場に置かないものとし、 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 求職者、その雇用者、仲介者または二次仲介者から、就職斡旋サービスのために手数料や費用を課したり、保証金を要求したりしないものとし、サプライヤーと仲介者および二次仲介者との契約手配に関する費用について、仲介者および二次仲介者のサービスへの報酬の一部として求職者に費用を請求してはいけません。人材斡旋費用が支払われたことが明らかになった場合、サプライヤーは支払われた手数料、費用、または保証金を従業員に払い戻す調整を行うものとし、 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 法律で許可または要求されている場合、市場価格との整合性を確認 	重要

し、求職者の生活費（家賃と食費）としての費用や控除額の開示をするものとします。	
<ul style="list-style-type: none"> 差別待遇に関する ILO 条例（第 111 号）に準じて、雇用慣行において差別してはいけません。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 人材派遣会社の仲介者に、労働者の権利を守ることを義務付ける基準を適用するものとします。 	重要

2.2.2 責任ある雇用

雇用契約の内容：

<ul style="list-style-type: none"> 定時勤務時間、時間外労働の要件、休日を含め、勤務時間について規定するものとします。 祈祷の時間を含め、法的に義務付けられている休憩時間を規定して順守するものとし、少なくとも 7 日に 1 回は休日を取るものとします。 義務付けられている事前通知の日数や現地法に準じた不服申し立ての手続きを含め、解雇につながる可能性のある懲罰とその他の手続きを示すものとします。非自主的な労働とみなされる可能性のある雇用状態の終了（解除）については、罰金は課せられないものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 労働組合結成や団体交渉の自由など労働者の権利を守り、内部通報の仕組みや、労働者がそれを使う方法を教示するものとします。 	緊急

サプライヤーの義務：

<ul style="list-style-type: none"> 採用、給与、昇進、懲戒、解雇、退職を含む雇用条件において、ジェンダー、人種、宗教、年齢、障がい、性的指向、国籍、HIV／エイズの保持、政治的思考、社会的グループ、または種族的出自などの要素に関わらず、雇用と昇進の機会を均等に提供し、差別しないことを約束するものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 返済条件が借金による拘束または強制労働とみなされる状況においては、従業員または求職者への個人向け融資を行わないものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> いかなる形態のものでも、強制的な貯蓄制度に従業員を加入させないものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> すべての労働は自主的なものであり、正当な通知をすることで、従業員が自由に退職または雇用関係を解除できるようにするものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 労働のみ提供の下請在宅就労契約、または技能の習得や正式な雇用を提供する意図のない見習い制度を利用して、労働法または社会保障法および法令に基づいて正規の雇用関係から生じる、従業員に対する義 	重要

務を回避してはいけません。または、固定期間契約を過剰に利用し、当該義務を回避することもできません。

2.2.3 強制労働、奴隷労働、囚人労働からの解放

サプライヤーの義務：

<ul style="list-style-type: none"> 雇用の条件として「預託品」（例：従業員のパスポートまたは ID、労働許可証、銀行通帳、ATM カード、その他の個人書類）を従業員に求めないものとし、従業員は正当な事前通知があれば、自由に退職することができるものとし、法律により当該書類の提示が求められる場合は速やかに返却するものとし、個人従業員または労働組合の同意がある場合でも、いかなる状況においても、当該書類を従業員から没収することはできません。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 関連費用は全額支払うものとし、また、従業員が関連費用を再請求されたり、どんな形であっても当該費用分が給与から差し引かれたりしないようにするものとし、労働許可証が職場での法的要件である場合、関連する費用はサプライヤーが全額支払うものとし、また、従業員が関連費用を再請求されたり、どんな形であっても当該費用分が給与から差し引かれたりしないようにするものとし、 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 第三者への送金は、従業員主導で、その認識と同意を得てのみ行うものとし、サプライヤーが従業員の代理として当該自発的送金を行う場合、処理されたすべての金額について受領書を提供するものとし、 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 強制労働または正当な限度を上回る労働（勤務時間や休日など）につながる生産目標や業績指標を利用した事業を行わないものとし、これには、基本給を確保するために、正規の従業員が違法な労働者（臨時労働者として定義される）を呼び入れることを余儀なくさせるような目標が含まれます。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 従業員を規律に従わせたり支配したりするために、暴力、暴力による脅迫、処罰、監禁、または、人権を否定するようないかなる脅迫的な手段も使用しないものとし、 	緊急

2.2.4 組合、団体交渉の自由

サプライヤーの義務：

<ul style="list-style-type: none"> 労働組合の活動およびその組織的活動に対して、オープンな姿勢を取るものとし、同様に、従業員は差別なく、団体交渉を目的として結集するため、自らが選択した労働組合に加入、または労働組合を結 	緊急
---	----

成する権利を持つものとしします。	
<ul style="list-style-type: none"> 従業員代表が、職場で代表としての職務を確実に遂行できるようにするものとしします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 労働者団体のメンバーである従業員が差別、脅迫、失業の危険に晒されることがないようにします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 法律により組合結成や団体交渉の自由が制限されている場合、独立した自由な結社や交渉に関して代替手段の開発を促し、妨げないものとしします。 	重要

2.2.5 最低就労年齢

<p>国際労働基準に従って、15歳未満、または義務教育終了年齢未満の人物は、どちらの年齢が高くてもその労働者を雇用してはいけません。ただし、4.2.1項に規定する家族経営農場の厳密な枠組みの中に該当する場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> サプライヤーが、15歳から18歳までと定義される若年労働者を雇用する場合、彼らの個人教育に貢献し、肉体的、精神的、または情緒的発達に害を及ぼす物理的リスクに彼らを晒さないことを証明するものとしします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 若年労働者の夜勤または危険な条件での就労は許されていません。 	緊急

2.2.6 平等な報酬

必須事項：

<ul style="list-style-type: none"> 賃金の計算は、生産高、ノルマ、または出来高に基づく報酬を含め、透明、均等、かつ客観的であることとしします。 時間外労働については、別途規定するものとしします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約に規定されている従業員給付金（福利厚生）は、雇用されている国の必須給付金制度に従うものとしします。 外国人契約社員の追加給付金については、必要に応じて、明確に規定するものとしします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 標準的な1週間の労働時間に対して支払われる賃金と給付金は、残業手当や割増賃金のいずれか高額な方を支払うといった取り決めを含め、拘束力のある団体協約を満たすものとしします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 生産高、ノルマ、または出来高に基づく報酬については、従業員の通常の勤務中の最低賃金または団体協約賃金のいずれか高い方を受け取れる賃金率としします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> いずれの場合も、現金の賃金に加えて現物給付（最大30%）は、従業 	重要

<p>員および正式な扶養家族の基本的ニーズを満たし、裁量所得を提供するものとします。生活賃金が客観的に算出されている場合、現行賃金と生活賃金の格差を埋めるための努力が必要です。いかなる状況においても、賃金は法定最低賃金を下回らないものとします。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 評価と昇進のプロセスは、性別による差別なく、女性の権利向上に向けた機会均等の提供を目指し、従業員の業績を基に行われるものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 懲戒処分としての賃金控除は禁止されており、当該従業員が示した許可を得ずに、賃金からいかなる控除も行わないものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 報酬に関する懲戒処分はすべて記録するものとします。 	重要

2.2.7 労働時間および休日

必須事項：

<ul style="list-style-type: none"> 残業を除く所定の勤務時間は契約に規定されており、週 48 時間または法的制限のいずれか厳しい方を超えないものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 残業（時間外勤務）は自主的に行うものとし、週 12 時間を超えないものとします。残業は、従業員個人および従業員全体が勤務する範囲、頻度、時間を考慮し、責任を持って利用するものとします。残業については、現地の法律に従って必ず補償されるものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 7 日間の勤務時間の合計は 60 時間を超えないものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 従業員は、7 日に 1 回、1 日以上の日曜日を取るものとします。 	緊急

2.2.8 尊重

サプライヤーの義務：

<ul style="list-style-type: none"> 従業員の待遇については、尊厳、敬意、誠実さをもって扱うものとします。 <ul style="list-style-type: none"> いかなる形であれ、心理的、身体的、性的、または言語による脅し、脅迫、嫌がらせがないものとします。 従業員の個人情報を収集する際、または従業員を監視する場合は、従業員の個人情報の保護を十分尊重するものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 保安・警備要員にも本基準を適用するものとします。 ハラスメント防止および差別防止ポリシーを作成し、すべての従業員に対して適用するものとします。 	重要

2.3 安全と健康

参考資料：ILO 労働安全衛生条例（第 155 号）および OHSAS 18001 職業上の衛生と安全。

2.3.1 緊急時対応

サプライヤーの義務：

<ul style="list-style-type: none"> 非常口、救急用品、火災報知器、消火設備、避難訓練、演習を含む緊急時の対策を周知し、実施するものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも 1 年に 1 回、避難訓練を実施するものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 業務に関連する疾病や外傷に対応する緊急時の対策を準備しておくものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 現地の労働者災害補償保険法に準じて、業務に関連する疾病や外傷（労災）の医療費や保険料はサプライヤーが負担するものとします。 	緊急

2.3.2 職場環境

サプライヤーの義務：

<ul style="list-style-type: none"> 危険を防ぐため主要なリスクを特定、評価、効果的に管理するものとします。業務に関連する疾病や外傷（労災）を防ぐ適切な処置を講じるものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 製造設備、およびユーティリティ機器にはマシンガードと非常停止機能を取り付け、日常的に予防メンテナンスを必ず行うものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 水、衛生設備、食料の備蓄に対する人権を尊重するため、適切な照明、温度、換気、衛生設備、飲料に適した水を備えた衛生的な職場環境を提供するものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 勤務を開始する前、そして勤務を開始した後は定期的に、適切かつ記録された安全衛生トレーニングを従業員に提供するものとします。上記のトレーニングには、業務に関連するリスクと作業手順の認知のほか、業務に関連する工具、機械、作業場、個人用防護具の適切な使用方法を含むものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 個人用防護具、工具、設備の整った併設作業場を従業員が使用できるようにしておくものとします。当該設備は良い状態に保ち、損傷した場合は取り替えるものとします。さらに、当該設備の使用料または損傷の補償費用を給与から差し引かないものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 業務上の怪我や病気を分析し、再発を防ぐための是正措置と予防措置を確実に実施するものとします。労働災害による死亡はいかなる場合においても、24 時間以内にネスレに通知するものとします。 	重要

2.3.3 住宅環境

サプライヤーまたは関連パートナーによる寮施設は、以下の条件を満たすものとします：

<ul style="list-style-type: none"> 工場や製造エリアから完全に分離された場所にあり、プライバシーを尊重するため、女性用と男性用の住居は分けるものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 安全に建設され、保守維持するとともに、定期的に清掃をするものとします。従業員は寮施設に常時、好きな時に出入りできるものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 自動火災探知機と警報システムを備え、非常時には最低でも2つの出入口（逆方向）を使えるようにするものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 個人のフロアスペースと最低限の空気体積（1人あたり10立方メートルを目安に）を尊重するものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 適切な照明を用意し、換気を行うものとします： <ul style="list-style-type: none"> 人工照明または換気システムがオンであるか否かに関わらず、窓は従業員が自然光で読書ができる程度大きく、新鮮な空気が入るように作られているものとします。 暖房システムや換気は取り付け済みで、正常に動作し、メンテナンスを受けているものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 床にベッドとマットレスを設置し寝具を用意するものとします。当該施設は、質の良い睡眠が取れるよう、程よく静かで照明を暗くしてあるものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> プライバシー、衛生的な食事の支度、収納設備の権利を尊重し、飲料水、電気、清潔なシャワーとトイレを使えるようにしておくものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 鍵のかかるロッカーを備えた個人用の収納設備を用意するものとします。 	緊急

2.4 環境と社会への配慮

参考資料：環境と開発に関するリオ宣言（国連、1992年）、ヨハネスブルク持続可能な開発に関する世界首脳会議（国連、2002年）、ISO 14001:2015 環境マネジメントシステム、FAO 土地、および土地の保有の権利のガバナンスに関する任意自発的指針。

2.4.1 土地所有権

サプライヤーの義務：

<ul style="list-style-type: none"> コミュニティの土地権利を尊重し、サプライヤーの事業に関する現地のコミュニティの自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を得ている証拠を提示するものとします。 	緊急
---	----

<ul style="list-style-type: none"> 土地を使用する法的権限を実証するものとします。 	緊急
---	----

2.4.2 環境保護

環境への影響を最小限に抑えるために、環境への影響を特定し、かつ抑える環境管理システム（ISO 14001:2015 または同等の標準をベースにしたもの）をサプライヤーが導入するものとします。

<ul style="list-style-type: none"> 天然資源、特に水やエネルギーの消費を監視し、継続的に最適化するだけでなく、食品ロスや廃棄を最小限に抑えるものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 固形廃棄物、廃水、排ガスの放出および汚染を防ぎ、監視するとともに、徐々に減らすものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 廃水と固形廃棄物は、排出または廃棄の前に処理するものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 過去に失われた生物多様性の修復のほか、コミュニティに存在する保護価値の高いエリアの保護など、将来の拡張計画の特別な措置を含め、敷地周辺の生物多様性の保全は特別な管理計画の対象とするものとします。 	緊急

2.4.3 プラスチック容器の管理責任

サプライヤーの義務：

<ul style="list-style-type: none"> プラスチックの使用を減らし、供給された梱包資材のリサイクル率を向上させる点において指導力を発揮するものとします。 埋め立てやごみになるプラスチックを最小限に減らすため、プラスチックの収集、分別、リサイクルといった解決策に貢献するものとします。 	重要
--	----

2.4.4 危険物

<ul style="list-style-type: none"> 有害物質、化学物質および危険物は、製造業者の推奨事項に従って安全に保管、取り扱い、リサイクル、再利用、廃棄するものとします。法的に認可された化学物質のみを使用するものとします。 	緊急
--	----

2.4.5 業務委託（外注）

<ul style="list-style-type: none"> 事前にネスレとの合意がない限り、業務委託をすることはできないものとします。いかなる場合においても、本基準の責任からサプライヤーが解放されることはありません。 	緊急
--	----

2.5 企業行動

2.5.1 倫理

<ul style="list-style-type: none">収賄、汚職、いかなる種類の不正行為もなく、事業を行うものとします。贈答品のやり取りは禁止します。贈答品をやり取りする場合は、その事実を明らかにし、または正式に記録するものとします。	緊急
--	----

2.5.2 内部通報制度

<ul style="list-style-type: none">報告および管理を含めて、従業員が匿名で苦情を申し立てられるように、独立したシステムを導入するものとします。	重要
<ul style="list-style-type: none">サプライヤーは、内部告発者の保護を含め、苦情申し立てまたは従業員の組合活動に対して報復のない基準を順守するものとします。	緊急

2.5.3 利益相反

<ul style="list-style-type: none">ネスレの従業員が関与するか否かに関わらず、いかなる形でも、利害関係の対立は正式に報告するものとします。	緊急
---	----

2.5.4 接待

<ul style="list-style-type: none">ネスレが関わるビジネス接待は一切禁止します。標準的な慣行に従ったビジネスランチについては、ネスレはサプライヤーの費用を負担するものとします。サプライヤーが費用を負担する場合は、ネスレは社内その旨を通知、または正式に報告するものとします。	緊急
--	----

2.5.5 エンドユーザーおよび知識共有

サプライヤーの義務：

<ul style="list-style-type: none">連携する上流ビジネスパートナーに対しては、ネスレをエンドユーザーとして開示するものとします。	重要
<ul style="list-style-type: none">本基準と同様の要件を従業員に通知し、本基準の内容および形式と同等の手順を実行するものとします。	重要

2.5.6 透明性

事業活動の透明性、特にネスレへの納入品の主要原産地（収穫場所）での原料・包材調達まで遡るトレーサビリティを機密保持契約に基づいて明らかにするものとします。	重要
---	----

3 上流の仲介業者

ネスレ一次サプライヤーは、責任を持って、上流仲介業者に以下の義務を適用するものとします。上流仲介業者とは、直接取引のある一次サプライヤーとネスレが契約したサービスまたは物品の製造、調達、または生産

に関与するあらゆる企業や組織として定義されます。それは商社から人材派遣仲介業者、半製品メーカー、収集業者、協同組合まで及びます。

3.1 透明性の義務

<p>原料またはパッケージ材料の場合、上流仲介業者は以下を確実にを行います：</p> <ul style="list-style-type: none"> • ネスレに供給する原材料の原産地の特定 • 独自の管理システムを通じての調達を含む、自らの業務における、本基準に相当する要件の適用 	重要
<p>購入したサービスの場合、上流仲介業者、業務委託先、または外注代理店は、本基準の確認に関する義務（5.1 章）を含め、ネスレと直接取引のあるサプライヤーのように振舞うものとします。</p>	緊急

3.2 人材派遣仲介業者の注意義務

<p>国内、または海外から移住した労働者を雇用する場合、サプライヤーおよび人材派遣仲介業者は、ILO 民間職業仲介事業所条約（第 181 号）および本基準の特に責任ある人材採用および雇用の章を順守するものとします。</p>	重要
---	----

3.3 輸送に関する注意義務

3.3.1 人材

物流管理は、従業員およびコミュニティの安全を守る業績評価指標によって推進されるものとします。特に、陸路運送については、最低でも第三者の物流会社および／または運転手は以下を守るものとします：

<ul style="list-style-type: none"> • 製造業者の要件に沿った、法律、道路に適合した、安全な状態の車両を維持するものとします。 • ブレーキ、ライト、ミラー、タイヤ、エンジンからの漏れの確認を含め、車両を良い状態に保つ目視検査を毎日行うものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> • 運転する車両の種類に合った有効な運転免許証を保持し、視力検査や衛生安全トレーニングを含め、定期的な健康診断を受けるものとします。 	緊急

<ul style="list-style-type: none"> 安全運転を実施し、継続するものとします。 現地の交通規則や道路標識を守るものとします。 連続して運転する場合は、5時間おきに休憩を取るものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 連続した6営業日の間で、勤務時間の累積が60時間を超えないようにするものとします。運転手は、6日間連続して勤務した後、少なくとも連続した24時間の休憩を1回以上取るものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> シートベルト、安全な靴、目立ちやすい服を着用し、同乗者のシートベルト着用を確認するものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> アルコールまたは違法ドラッグを服用した状態で運転しない、また運転中に携帯電話を使用しないものとします(ハンドヘルドまたはハンズフリーは使用可能)。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> トラックの積載負荷限度を守るものとします。 	緊急

3.3.2 環境

<p>物流管理は、選択した輸送方法が環境へ及ぼす影響を最小限に抑えることを目的とした業績指標で実施するものとします。輸送費対距離の比率は、戦略的配分の唯一の指標ではありません。特に、海上輸送の場合は、最低限以下を守るものとします：</p> <ul style="list-style-type: none"> 海産物を調達する際、海上での積み替えは禁止されています。 登録された証明書があり、コンプライアンスを順守する場合のみ、脱ガス処理を実施するものとします。 	重要
---	----

3.3.3 動物

<p>サプライヤーが生きた動物を輸送する場合は、動物愛護のため(4.2.10.4章を参照)、国際獣疫事務局(OIE)の「5つの自由」を守るものとします。最低限の条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備：動物の輸送に使用する車両は、動物の大きさや重量に合わせて適切に設置、取り付け、定期清掃を行い、不快感のリスク(十分な換気、適温維持を含む)、怪我や疾病を最小限に抑えるものとします。 スペース：車両で輸送される動物の数、およびその際の区画の割り当ては、最低でも動物が正常な行動パターンを示すために必要な要素に応じて決定されるものとし、屋根や上部デッキに接触せず、自然な体勢を維持するのに十分なスペースを確保するものとします。 水と飼料：輸送期間と気候条件に合わせて、動物の種類、年齢、状態に適した十分な量の水と飼料を用意しておくものとします。 積み込み：動物の積み込みには配慮し、もし電気ショック棒を使用し 	緊急
--	----

ている場合でも、一定の時間枠内で段階的に停止させていくものとして ます。	
---	--

4 原産地

原材料および梱包材（農産物を原料とする）の原産地は、森、畑、海など、主な生産地または材料の収穫場所として定義されます。

サービスの場合は、ネスレが契約したサービスの制作または物理的な実施を行う企業／組織（例：代理店間の外注）を指します。

4.1 基盤

第 3 章に規定される要件は、農家に対しては参照として適用されます。正しく解釈するため、農家の状況、特に規模や構造（例：家族経営の農家、小規模農家、農場など）を考慮し、以下のように定義します：

- 小規模農家は、こうした要件を遂行した結果、ネスレのサプライヤーとなるために過度、または不相応な障害に直面しないものとします。
- ネスレは、農家の生計向上を実現することを最優先して、介入するものとします。

4.2 農場の特性

4.2.1 家族経営農場 – 親が経営する場合の例外

国際労働基準に従って、12 歳から 15 歳の未成年者は、以下の条件を満たす場合に限り、勉強と並行しながら、両親または両親の代わりとなる人物（保護者）が所有または経営する農場で働くことができます：

- 未成年者は、農場以外の場所での面談時に、家族農園での支援や学習の希望があれば、自由に主張できるものとします
- 作業は学校教育外で行うものとします
- 作業は親または保護者が常時指導するものとします
- 作業は夜間に行わず、重い物を持ったり、危険な条件で作業をしたりしないものとします

危険な作業の定義：

- トラクターや原動機を含む機械の操作、または技術的な操作の補助
- 伐採、鋸を使う作業、集材、木材の積み込み／積み下ろし
- 2m を超える高さの梯子や足場での作業（塗装、修繕、建築、木の剪定、果物の収穫など）
- 閉鎖的な空間での作業（酸素が不足するまたは有害な空気が排出されない作りのサイロや収蔵庫など）
- あらゆる種類の農薬の取り扱いまたは散布

緊急

上記の要件は、農場で見習いまたは学生が作業を行う農業学校にも適用されるものとします。

4.2.2 農業就業者の食料安全保障と健康

- 農業従事者および漁業従事者は、労働者が健康的で質の高い妥当な価格の食事を手に入れることができるようにするものとします。

緊急

4.2.3 ジェンダーおよび女性の権利向上原則の尊重

農業従事者の義務

- 女性特有の立場とニーズを認識するとともに、女性は男性と違う労働条件に影響を受けがちであり、それに伴う介入を設定し、運用する必要があることを認めるものとします。
- 農場における女性の権利を尊重し、適切な報酬を受け、男性と同じように評価されるものとします。
- 労働者のダイバーシティ、およびコミュニティにおける機会均等を促進するため、農場での作業に女性を含める機会を認定するものとします。

重要

緊急

重要

4.2.4 収穫時期および繁忙期の作業 - 就労時間制限の免除

収穫時期の間は、以下の条件に基づいて、就労時間の制限は免除されるものとします：

- 就労時間の延長については、事前に同意し、適切に計画するものとし、報酬は金銭的条件（特別レート）または時間補償で支払われること。
- 就労時間が延長されることによって、労働者の健康と安全が脅かされることがないようにすること。

重要

4.2.5 土地の管理

- 土地所有権
農業従事者は、物理的な農場の境界を示す公的文書を備え、土地を使用する法的権限を提示するものとします。
- 用地の拡張
 - 現地の住民が所有する土地における農業や林業の開発および事業は、拡張に関する政府の同意の有無を問わず、先住民を含む影響を受けるコミュニティとの間に「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）」が必要になるものとします。
- 以下の条件での用地拡張または生産はしないものとします：

緊急

- 2015年12月31日以降、泥炭地、湿地、サバンナなど、炭素貯留量の高い森林および生息地から転換された土地
- 農業の慣行によって泥炭を保護できる場合を除いて、あらゆる深さの泥炭地
- 高炭素貯留アプローチツールキットで定義された炭素貯留量の高い森林
- IUCN 保護地域カテゴリー I-IV、UNESCO 世界遺産、ラムサール条約登録湿地

4.2.6 環境保護

4.2.6.1 高い保護価値

農業従事者の義務

<ul style="list-style-type: none"> • 土地およびその周辺の保護価値の高い土地を特定し、保全し、生産活動を避けるものとします。期限は2015年12月31日とします。保護価値が高いとは、保護すべき価値の高い資源ネットワークによって以下のように定義されています： <ul style="list-style-type: none"> • 固有種、希少種、絶滅危惧種または近絶滅種を含む生物多様性が集中し、全世界、地域、国家レベルで重要な土地 • 自然生態系。世界的、地域的、国家レベルで重要であり、自然な分布パターンおよび個体数が自然に生存する種の大部分が生息する自然のままの森林景観および大規模な景観レベルの生態系 • 泥炭地およびマングローブ地域を含む希少種、絶滅危惧種または近絶滅種の生態系、生息地、または避難場所 • 集水域の保護および脆弱な土壌、斜面、炭素貯蔵庫の浸食防止を含む危機的な状況にある生態系サービス • コミュニティまたは先住民族とのやり取りを通じて特定された、コミュニティまたは先住民族にとっての基本的な生活必需品（生活、健康、栄養、水など）を満たす基盤となる場所や資源 • 世界的または国の文化的、考古学的、または歴史的に重要、および／または（地域社会または先住民族とのやり取りを通じて特定された）地域社会または先住民族の伝統文化にとって重要な文化的、生態学的、経済的、宗教的／神聖な意義を持つ場所、資源、生息地、および景観 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> • 当該土地での希少種、絶滅危惧種または近絶滅種の狩猟、漁業、収集は阻止されるものとします。 	重要

<ul style="list-style-type: none"> 農場の規模を考慮して可能な限り、野生生物の通り道を維持、または作り出すものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 周辺領域と水辺とともに緩衝地帯を造成または維持し（原生種を利用）、耕作に適さない区域を貴重種や野生生物の保護区域として保護、維持、利用するとともに、浸食の防護または防風林として使用するものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 近隣の一次自然および半自然生態系や保護区域に悪影響を及ぼすことを回避するものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 侵略的外来種の持ち込みや拡散を防ぐものとします。 	重要

4.2.6.2 空気の質

<ul style="list-style-type: none"> ネスレは、土壌有機物、公害、および飼料／食品汚染を考慮して、焼き畑農業を推奨しません。絶対的に必要で、当局機関が許可した場合は、農業従事者は次の点に留意するものとします： <ul style="list-style-type: none"> 数日間、田畑（平原）を乾燥させ、燃焼効果を高め、燻るのを減らす。 境界を設定し、火が燃え広がらないようにフェンスから火を遠ざけ、田畑の端まで燃えないようする。 望ましい天候条件と安全な風速になるまで待つ。望ましい方角から風速 5～15mph の安定した風が理想です。 自然や人間に対する影響を抑え、土地の範囲内に火を制御し、管理する方法として有効な排煙規制および監視管理計画を作成する。 畜産の場合、排水や堆肥は売却するか、土壌で（肥料として）再利用するか、バイオガス発電機により農場の発電に活用するものとします。 	緊急
--	----

4.2.6.3 水源管理

4.2.6.3.1 農業用水管理

農業従事者は、以下の方法で水源を管理し、保護します：

<ul style="list-style-type: none"> 以下の方法により、水貯留量を最大限に維持し、土壌侵食を防ぐものとします： <ul style="list-style-type: none"> 農場の排水設備を使用する 被覆作物を栽培する 防風林の役割を果たす植物を植える 	重要
---	----

- 周辺をビニールシートで覆う
- 農場の排水は、排出する前に処理し、洗浄水（トイレ、搾乳室の清掃、飼育場の洗浄など）は水源から遠い場所に排出するものとします。再利用できない場合は、排出する前に適切に処理するものとします（例：乳脂肪分のトラップ）。農薬の散布器具の洗浄に使用した残留水は現場で排出するか、専用に作られた場所で排出するものとします。
- 天然の湧水場を守るものとします。
- 農場で使用するため、雨水を集め、貯水しておくものとします。

4.2.6.3.2 取水

農業従事者は取水量を監視し、集水域周辺のコミュニティ、野生生物、生態系を含む水利用のニーズを満たせるシステムを設置するものとします。

重要

4.2.6.3.3 灌漑

農業従事者は、水質を守り、水の流出を防ぐため、土の表面または根元から化学物質、栄養素、堆積物が流れ出すのを最小限に抑えるよう、灌漑を最大限利用するものとします。

このため、以下の可変要素を考慮するものとします：

- 土壌の種類、水分、傾斜
 - 土壌と土地の相対的な浸出の可能性を判断する。
 - 張力計などの許容される方法で、灌漑前後の土壌の水分を分析する。
- 作物の根元と水の使用量
 - 作物の必須条件、土壌の水分枯渇、利用できる水量に応じて、降雨量や薬品混入灌漑法を考慮しながら、灌漑の日程を計画する。
 - 作物の根元に十分行き渡る灌漑水量のみ散水する。
- 頻度、量、灌漑の時期
 - 不必要な散水を減らすため、個々の作物の必要量や天気予報に合わせて（蒸発を防ぐ、夜間の散水の方が望ましいなど）、灌漑の時期を決定する。
 - 作物の収穫によって土壌が水分枯渇するように、季節の最終灌漑の日を計算する。
- 灌漑システムの効率性
 - ポンプや排水路への逆流、放流水から総合的に灌漑システムの効率性を見定める。結果に応じて灌漑設備を向上し改善を図る。
 - 灌漑利用と使用した水の均一性を監視する。

重要

- 灌漑技術：
 - 拡水方式：サージフロー式灌漑設備を設置し、設定時間を短縮するとともに、田畑を平坦化、または必要に応じて放流水回収システムを使用することで、効率性と灌漑農場の均一性を最大化する。
 - スプリンクラー方式：作物の水分蒸発量や土壌の水分に応じて水を散布することで、スプリンクラー方式の灌漑農場の作物の根元の下まで水が浸透するのを最小限に抑える。散水深度を減らす、またはノズルや圧力構成、高さ、水滴直径を変更することで、スプリンクラー方式の灌漑農場における表面流出を防ぎ、均一な散水を実現する。
 - 点滴灌漑：利用可能な水がなくなり、補給が必要な場合、灌漑を実施する。灌漑の時間と土壌が水分を保持できる能力を一致させる。85%以上の灌漑適用の均一性を確保する。

4.2.7 責任ある森林管理

木材、パルプおよび紙の林業の場合、土地所有者および農業従事者は、以下の8つの基本原則に向けた森林管理計画を立てる必要があります：

- 伐採前計画（植樹、スキッドトレイル、積み込み）
- 流域管理区域（水辺管理区域）
- 森林湿地保護
- 道路建設および維持管理
- 木材伐採
- 浸食制御（砂防）
- 火災防止
- 森林化学管理

森林所有者および管理者は、当社の森林由来の製品は世界各国の大規模な林業事業体や小規模な事業体で原産されていることを考慮し、森林生物群（寒帯、温帯、熱帯）、森林の種類（人工造成または天然）、運用の規模に応じた最適な管理活動を守るものとします。

重要

4.2.8 生物多様性の管理

4.2.8.1.1 耕作

土壌微生物叢（マイクロバイーム）、水分浸透、土壌有機物（SOM）を保護し、無機物の投入を減らしながら、生産量を最大限に高めるため、農業従事者は以下の項目を条件とする保全耕作を推進するものとします：

重要

- 土壌表面の一部を植穴として開け、用意した区域に同時に種を植える方法と同等の不耕作栽培、または
- 土壌表面全体を耕すカットアウトポイントを用いた、カットアウトワンウェイまたはオフセットディスクを使い、種苗の植え付けと播種を同時に行うワンパス耕作と同等のミニマム耕作。これには、季節間に雑草を除去するための浅耕整地も含まれます。

4.2.8.1.2 輪作および間作 (混作)

- | | |
|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"> • 農業従事者は土壌構造の孔隙や肥沃度を向上し、害虫や病気のライフサイクルをかく乱するため、マメ科植物、家畜、または永久草地とともに、輪作および間作を行うものとします。 | 重要 |
|--|----|

4.2.8.1.3 土壌の健全性

農業従事者の義務

- | | |
|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"> • 風防と切り株を有効にするため、被覆植物を保全するものとします。 | 緊急 |
| <ul style="list-style-type: none"> • 完熟堆肥、リサイクルした有機物質、収穫の残りを適切なタイミングで土に戻すものとします。 | 緊急 |
| <ul style="list-style-type: none"> • 樹木作物の場合は、樹木間牧草地またはシルビパストラルシステム (動物) を適用するものとします。汚泥の使用は勧めません。 | 重要 |

4.2.8.1.4 GMO – IP (同一性保持)

農業従事者の義務

- | | |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> • 現地の法律で指定される場合を除いて、GMO (遺伝子組み換えされた) 有機物や種類を使用しないものとします。 | 緊急 |
| <ul style="list-style-type: none"> • いかなる場合でも (GMO 種苗が使用されている / 使用されていない場合)、法令に準じて使用される種苗の文書記録、隔離、生産履歴管理を整え、要求された場合は、GMO または従来型 / 遺伝子組み換えを行っていないなどのステータスを証明できるようにしておくものとします。 | 緊急 |

4.2.8.2 農薬

農業従事者は、土壌保全型農業を実現するため、農薬の使用は最小限に抑え、以下の要件を適用するものとします：

- | | |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> • 国内で使用が法的に許可されていない農薬 (殺虫剤) は使用しないこと。 | 緊急 |
| <ul style="list-style-type: none"> • ストックホルム POP、ロッテルダム PIC リストに記載されている、 | 緊急 |

また WHO クラス 1a または 1b に分類される薬品は使用しないこと。	
<ul style="list-style-type: none"> 雑草、病害または侵略種、害虫を駆除するために、唯一の手立てとして法的に登録された農薬を使用する。モニタリングまたは予測に基づく使用以外では、予防的な農薬散布を行わないこと。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 適切な土壌検査や作物の育成条件に対応し、栄養素の流出や GHG の放出を最小限に抑えるため、通年の栄養管理計画を実施すること。リサイクルされた有機物の使用が望ましいが、必要に応じて無機肥料を補完すること。 	重要

4.2.8.3 農地転換

新しい泥炭土を農地用に転換しないものとします。

<ul style="list-style-type: none"> 泥炭土は、泥炭に関連する GHG 放出を防ぐため、明確に特定し、管理するものとします。 	緊急
---	----

4.2.9 エネルギー管理

4.2.9.1 農場発電

農業従事者の義務

<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電やバイオガス発電など、農場で手に入る再生可能なエネルギー源をできる限り使用するものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 製造メーカーの説明に従って、発電装置を保守管理するものとします。 	重要

4.2.9.2 バイオマス栽培

<ul style="list-style-type: none"> 農業従事者は、エネルギー作物が地域共同体の食糧の安全保障を脅かさないようにするものとします。 	重要
--	----

4.2.10 動物由来の製造

農業従事者の義務

<ul style="list-style-type: none"> 家畜や労働者にとって生物学的、化学的、物理的リスクを最小限に抑える農場管理ツール（記録管理など）を維持するものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 衛生状態を維持し、病原体の繁殖を防ぎ、農場における病気の感染経路を減らすものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 効果的な家畜個体識別によるサプライチェーンに沿って、動物由来製品の効率的かつ迅速な生産履歴管理を確保するものとします。 	緊急

4.2.10.1 経験、スキルおよびトレーニング

農業従事者の義務

<ul style="list-style-type: none"> 家畜に関わるすべての人に義務、規則、慣行を説明するものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 家畜の人道的な扱い、習性、動物愛護について豊富な経験とスキルを備え、訓練を受けているものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 家畜に関わる労働者に、人道的な扱い、習性、動物愛護に関する訓練を提供するものとします。 	緊急

4.2.10.2 獣医用医薬品

農業従事者の義務

<ul style="list-style-type: none"> 病気の発生を防ぎ、医薬品の使用を最小限に抑えられるよう、優れた畜産システムと慣行を実施するものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 治療を目的とした獣医の処方箋を受けた抗菌薬を使用するものとします。予防的投与は、伝染病の流行を防ぐために、最も厳格な量と時間を制限して行うものとします。当社では、現地の法令に従って獣医師の使用が明確に認められている場合を除いて、世界保健機関(WHO)が人間の使用について「非常に危険」または「極めて危険」のいずれかに分類している抗菌剤の使用に反対しています。成長促進に抗菌剤を使用するのは、許可されていません。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 能力向上薬（エンハンサー）は、治療目的で、現地法令で認可されている場合のみ、獣医の助言に従って投与するものとします。これ以外の投与は禁止されており、長期的に段階的廃止を行うものとします。 	重要

4.2.10.3 家畜飼育および育種

農業従事者の義務

<ul style="list-style-type: none"> 現地の条件や畜産システムに適合し、強い品種の家畜を選び、健康および動物愛護の問題が起きやすい品種（例：形態、および過剰な成長率）は避けるものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 食物連鎖において、クローンまたは遺伝子組み換えの家畜、およびその派生種を使用しないものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 家畜密度および飼料生産の循環を管理し、健康的かつ生産性の高い家畜飼育を維持し、寄生虫汚染を減らすものとします。 	緊急
<ul style="list-style-type: none"> 農場外の飼料については、追跡可能な産地から調達し、動物性たんぱく質を使用せず、また調達や保管の際に汚染や早期劣化を防ぐものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> 飲料水や飼育の水源が農場の排水で汚染されていないことを確認す 	緊急

るものとしします。

4.2.10.4 動物福祉

農業従事者は「OIE 5つの自由」の実現に取り組み、これに準じた農場の改善計画を実施するものとしします。

必須事項：

4.2.10.4.1 飢餓、渇き、栄養不足からの解放

正常な健康状態や生産性を保ち、長期的な飢餓、渇き、栄養不足、脱水状態を防ぐため、家畜の年齢やニーズに応じた十分な飼料と水を与えるものとしします。

緊急

4.2.10.4.2 恐怖と苦痛からの解放

- ライフサイクルのあらゆる段階において、また出産から屠殺場までのあらゆる施設において、家畜を蹴る、投げる、踏みつける、あるいは悪意を持って傷つけることは厳禁とします。電気ショック機器は、家畜を扱うために痛みのない代替機器を探し、段階的に廃止されるものとしします。
- スタッフは、家畜の習性、人道的な飼育、動物福祉について継続的な訓練を受けるものとしします。
- 怪我、パニック、継続する恐怖、回避できないストレスを起こさないように、人間と家畜の間に良好な関係を構築するものとしします。
- 家畜の社会的なグループ分けにより、望ましい社会行動を実現し、怪我、ストレス、慢性的な恐怖を最小限に減らすことができます。

緊急

4.2.10.4.3 身体的・熱的不快からの解放

- 生育環境（歩行面、休息所など）を含めた物理的環境やシェルターは、怪我や寄生虫の感染リスクを最小限に減らせるよう、品種に適したものにするものとしします。家畜の健康や動物福祉の悪化（例：足蹠の皮膚炎、跛行など）を防ぐために必要であれば、寝床の麦わらなど生育環境を変えるものとしします。
- 家畜の健康と動物福祉に悪影響を及ぼす状態を発見するため、物理的環境と家畜を定期的に監視するものとしします。該当する場合は、速やかに是正措置を取るものとしします。獣舎で飼育する家畜の場合、家畜の健康と動物福祉のために、嫌悪感を及ぼさない空気の質、温度、湿度を保つものとしします。過酷な気候条件となった場合は、家畜に自然

緊急

<p>な体温調節方法を用いるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 痛みを与える方法は使わないものとします。代替法を見直し、優先的に使用するものとします。 • 痛みを与える方法を避けられない場合は、獣医のサポートを受けるものとします。痛みが生じる場合は、可能な範囲で管理するものとします（例：麻酔や鎮痛剤の使用）。 • 農業従事者は、麻酔や鎮痛剤を使用しない尻尾の切除（牛および豚）および徐角、麻酔や鎮痛剤を使用しない去勢（牛および豚）、治療目的以外の嘴の切除（産卵鶏）を段階的に減らしていくものとします。 • 重大な健康上の問題がある家畜は適切、かつ個別に扱い、治療するか、治療しても回復が見込めない場合は、人道的に安楽死させるものとします。 • 鶏の場合、生きた状態での屠殺を禁止し、低気圧スタンニングまたは酸素圧低下法（マルチステージまたは不活性ガスを使用）を実施するものとします。 	
--	--

4.2.10.4.4 痛み、外傷、疾病からの解放

4.2.10.4.5 家畜の正常な行動パターンを表現する自由

<ul style="list-style-type: none"> • 正常な姿勢の変化、および家畜にとって自然で社会的な行動を実行できる機会を含め、快適な休息、安全で自然な動きを可能にする物理的環境を確保するものとします。 • 寝床の麦わらは家畜に適した量と質を用意するものとします。 • 檻、木箱、タイストールなどの閉鎖的かつ半永久的な拘束システムは段階的に廃止し、仕切り小屋、家畜小屋、フリーアクセスストール、フリーレンジでグループ分け／自由飼育を優先的に導入するものとします。 	緊急
--	----

4.2.11 海産物由来の製造および水産養殖

4.2.11.1 天然漁業

漁業従事者の義務

<ul style="list-style-type: none"> • IUCN レッドリストにおいて「深刻な危機」または「危機」に分類されている、もしくは CITES 附属書 I に記載される海洋生物または淡水魚類を調達することはできません。CITES 附属書 II に基づいて取引される製品は、以下の要件を満たす必要があります：i) 適切な許可 	重要
--	----

<p>書と証明書を取得すること、ii) 高い基準に準じた透明性の高い NDF（無害証明：種の存続等を害することにならないという確認）を取得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • FAO に従って、違法、無規制、無報告（IUU）漁業に分類されるような方法で魚介類を入手または捕獲しないものとします。 • 底引き網漁、浚渫漁業、ダイナマイト、シアン化合物、ムロアミ、公海流し網など破壊力の大きい漁具や漁業法を用いないものとします。 • 漁業禁止区域または海洋保護区域で原料・包材を調達しないものとします。 • 国内の法令または国際的合意で定義された近絶滅種、絶滅危惧種、保護種の混獲、サメのフィニングを含む漁業および海産物加工処理を行わないものとします。 • 非常時でない限り、海上輸送の練習を行わないものとします。 • 乗組員が休息できる寝室について 1.6m 以上の高さを確保するため、船舶のリフォームを検討するものとします。 <p>大型の船舶には、ラジオや GPS などの船舶監視システムを備えておくものとします。</p>	
--	--

4.2.11.2 水産養殖

<ul style="list-style-type: none"> • 水産養殖については、漁業従事者は、養殖のベストプラクティス認定、グローバル GAP、水産養殖管理協議会（ASC）で水産養殖のベストプラクティスと定義されたもの、または世界水産養殖同盟および／または殖漁業改善プロジェクト（AIP）に基づいた水産養殖のベストプラクティスを実現するものとします。 	重要
<ul style="list-style-type: none"> • 保護区域および／保護指定生息地で水産養殖作業を行わないものとします。 	緊急

5 報告

5.1 継続的な改善および成果の明示

仲介業者や農場を含むサプライヤーは、ネスレの要求に応じて継続的改善、本基準もしくはそれと同等なものの要件に対する成果を示し、社内プログラムを可視化する必要があります。

- 該当するプログラムがない場合は、以下にリストアップするメカニズムの一部を使用し、改善や遂行の証明に着手するものとします。

メカニズム	目的	例
トレーサビリティシステムの申告書	サプライチェーンマッピング	加工・流通過程の管理 トレーサビリティの申告書
遠隔評価	現地での検証を行わず、本基準に照らした慣行を実証	Satellites Ecovadis
リスク評価に基づく社内および第三者機関による認証および証明制度	モニタリングと能力形成をサポートするため、本基準に対する慣行を実証	SEDEX メンバーによる倫理監査 4 C (Common Code for the Coffee Community)
監視および能力育成	本基準に照らした慣行と継続的な改善計画を実証	特別プロジェクト
状況／管轄上のアプローチ	地域に根差したアプローチや協力が必要な問題に取り組む	特別プロジェクト

5.2 違反報告

サプライヤーは、規則、法令、本基準の違反が疑われる場合、報告するものとします。違反が認められた場合は、ネスレ担当者に報告するか、その他のチャネルを通じて秘密裏に報告することもできます。

- Web URL : www.nestle.com/tell-us
- ホットラインはこちら : 現地の電話番号は、www.nestle.com/tell-us に記載されています。

